

加西市タブレット端末・スマートフォン情報配信システム構築業務委託仕様書

1 業務名

加西市タブレット端末・スマートフォン情報配信システム構築業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務目的

加西市（以下「本市」という。）が市民への防災及び行政情報を効率的かつ迅速に伝達するため、最新技術を活用した情報伝達システムの整備にあたり、令和4年度にまとめた実施設計に基づき、タブレット端末やスマートフォンを中心としたシステムの構築により、安全・安心な生活の実現に欠かせない地域社会のインフラを整備する。

4 システム概要

防災情報及び行政情報の市役所から約1万8千世帯の市民への情報伝達手段として、携帯電話網のIP通信回線を活用した情報配信システムを中核とする新しい地域のコミュニティ情報システムを構築する。

国・県の防災関連システム、SNS等多様な情報伝達手段と連携させるとともに、情報弱者にも配慮のうえ市の総合的な情報伝達システムをめざすものとする。

なお、今後システム拡充を検討のうえ、別途整備中の九会・富合南部地区の簡易無線システムや小中学校等の既設放送設備と連携運用するほか、既設の各地区単位の無線・有線回線による放送設備・屋外スピーカー等についても連携可能で要望がある場合には対応可能とすることで、市民への一体的な情報伝達手段の一翼を担い融合利用していくものとする。

5 適用範囲

本仕様書は、加西市が委託する加西市タブレット端末・スマートフォン情報配信システム構築業務委託（以下「本業務」という。）を受注者が受託する際に適用する。

6 履行場所

加西市全域

7 主任技術者

受託者は主任技術者を選任し、本市に通知するものとする。主任技術者は、携帯端末アプリ、防災・行政情報の業務、有線・無線通信、システム開発・運用の多岐にわたる業務実施のために必要な知識・資格を持ち、情報伝達システムの設計・構築に関する実務経験を5年以上有する者とする。

8 関係法令等

本業務の実施にあたっては、加西市地域防災計画・加西市水防計画に準拠するとともに、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法等（政省令、規則等を含む）を遵守しなければならない。

- (1) 電波法
- (2) 電気通信事業法
- (3) 有線電気通信法
- (4) 建築基準法
- (5) 消防法
- (6) 国際標準化機構標準（ISO）、日本産業規格（JIS）
- (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 日本電機工業会規格（JEM）
- (9) 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
- (10) ARIB標準規格
- (11) 総務省電波法関係の無線局免許方針
- (12) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (13) その他関係法、条例等

9 基本方針

(1) 耐災害性

- ・市庁舎の被災時に備え、庁舎外に設置されたインターネット網接続の任意のパソコン等の端末からでも配信操作が可能な状態であること
- ・携帯電話網のIP通信回線を活用し、災害時などの通信混雑状態に強い仕組みであること
- ・クラウドサービスは地理的に離れた国内の複数のデータセンターで運用・保管されること
- ・システム障害発生時も重要サービスは動作するよう、主要部分は冗長化されていること

(2) 操作性

- ・タブレット端末については、高齢者の方でも容易に使えること
- ・タブレット端末専用にデザインされた画面表示が可能であること
- ・配信者が平常時だけでなく災害時でも容易に情報を配信できること

(3) 確実な情報伝達

- ・受信者は、受信した情報を繰り返し確認できること
- ・配信者は、送信内容の到達状況が把握できること
- ・情報の受信に際して、プッシュ通知が自動的に表示されること

(4) 既存システムとの連携

- ・Jアラート、ひょうご防災ネット等との連携可能な機能を実装すること

(5) 汎用性

- ・将来的な発展や継続性・安定性が見込まれること
- ・災害情報と合わせて平常時における様々な行政情報を配信できること

- ・地域やグループを指定することができ、配信先の限定や端末の指定ができること
- (6) 双方向性
 - ・配信者側からの情報配信だけでなく、配信者側からの質問形式での配信に対する利用者側からの回答等が可能な機能を有すること
- (7) システム運用・保守性
 - ・システム障害時・不具合時の対応が容易で、復旧・修理までの時間を短縮する仕組みを整えること
- (8) システム安定性
 - ・構築するシステムについて、他自治体での実績・経験等に基づいていること
- (9) その他
 - ・業務内容を実現するために必要な付帯する業務を実施すること

10 業務範囲

本業務の業務範囲は、以下のシステムからなる情報配信システムの構築、導入及びシステム運用等とする。

- (1) システム構築業務
 - ・住民等への情報配信のためのクラウド環境の整備
 - ・ネットワーク環境の整備
 - ・情報配信のためのシステムの整備
 - －アプリサービス（タブレット端末・スマートフォン）
 - －タブレット端末の調達及び設定
 - －多メディア配信（加西市公式LINE等の連携）
- (2) アプリの端末システム導入業務
 - ・開発したアプリのアプリストアでのスマートフォン向け公開アプリのダウンロードはApp store及びGoogle Playで可能とするよう契約し、テスト・試行期間の登録月より本市が実施する手続きを代行して行えること
- (3) システム運用・保守業務 ※当業務は、翌年度以降分は別途契約するものとする。
 - ・タブレット端末向け通信サービスの提供
 - ・情報配信システムのサービスの運用
 - ・情報配信システムの保守（各種ソフトのバージョンアップ等）
 - ・タブレット端末の保守

11 納品物

本事業における納品物を以下のとおり定める。

No	品目	数量
1	タブレット端末	1,000
2	通信SIM（300MB以上／月・枚）	1,000

3	システムに必要なソフトウェアライセンス	※必要数
4	タブレット端末アプリケーションライセンス	※必要数
5	スマートフォンアプリケーションライセンス	※必要数
6	情報配信サーバ用ソフトウェア及びサーバ機器	一式
7	情報配信管理端末	一式
8	タブレット端末利用者向けマニュアル（冊子、電子データ）	1,000
9	完成図書（要件定義、設計(概略・詳細)、テスト、マニュアル類）	一式

※ライセンス数の基準となる各種数字は次のとおり。

人口 42,093 人、世帯数 18,388（令和 5 年 3 月 31 日現在）

12 主なシステム構成と情報の流れ

(1) 情報配信システム

情報配信システムは、タブレット端末やスマートフォンに情報を配信する総合的な情報伝達のためのシステムとし、国・県の防災関連システムや SNS 等多様な情報伝達手段と連携させた以下の機能要件を備えたシステムとする。

① タブレット端末やスマートフォンへの情報伝達

市役所から市民への一斉情報配信が行え、市民は、タブレット端末やスマートフォン用アプリ（以下「情報配信アプリ」という。）を用いて情報を受信できること

② 国・県の防災関連システムとの連携

国・県の防災関連システムからの情報を自動的に連携することにより、情報配信アプリや加西市公式LINEに配信できること。

ひょうご防災ネットからの情報を情報配信アプリや加西市公式LINEに連携するとき、30文字程度の任意の文字列を本文に追加できること。また、指定するキーワードが件名または本文に含まれているときに連携しない機能を有している場合は、その旨を提案書に記載すること。

③ 多メディアへの一斉配信

加西市公式LINEにも一斉配信が可能なこと。加西市公式LINEとの連携に関しては、LINE配信システムの事業者を交えて協議の上、連携方法を決定する。なお、LINE配信システムの改修に関しては、別途市とLINE配信システムの事業者との間で契約を行うことを想定している。

また、Twitter、観光客向け公式LINE、市ホームページ等の多メディアにも一斉に情報配信ができる場合は、その旨を提案書に記載すること。

④ 自治会の連絡手段

情報配信アプリは、市役所と自治会長との連絡手段として利用できること。また、自治会長から自治会内住民への連絡手段としても利用可能なこと。

自治会長から自治会内住民への連絡は、加西市公式LINEにも連携配信すること。

⑤将来的な機能拡張

市民生活にスマートフォンやタブレット端末がより浸透してくることを想定し、高齢者の見守りやデマンドカーの予約等、将来的な機能拡張を想定していること。

(2)システム環境整備及び他のシステムとの連携

- ・タブレット端末の調達及び設定
- ・サーバ調達やクラウド環境の整備
- ・ネットワーク環境の整備
- ・アプリサービスの開発及び調達（タブレット端末・スマートフォン）
- ・Jアラートとの連携システム
- ・ひょうご防災ネット、加西市公式LINE等との連携システム

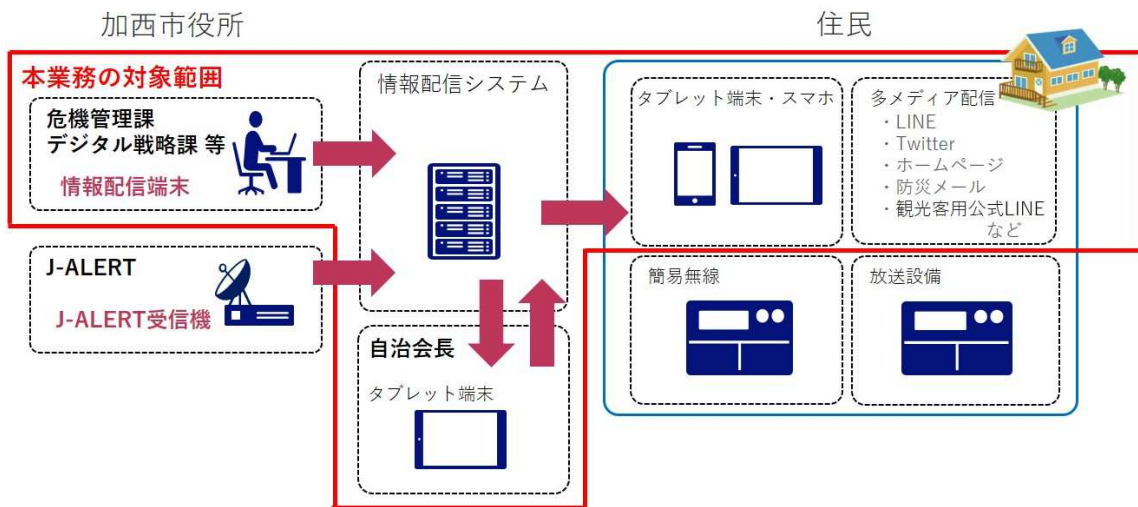


図1: システム構成イメージ

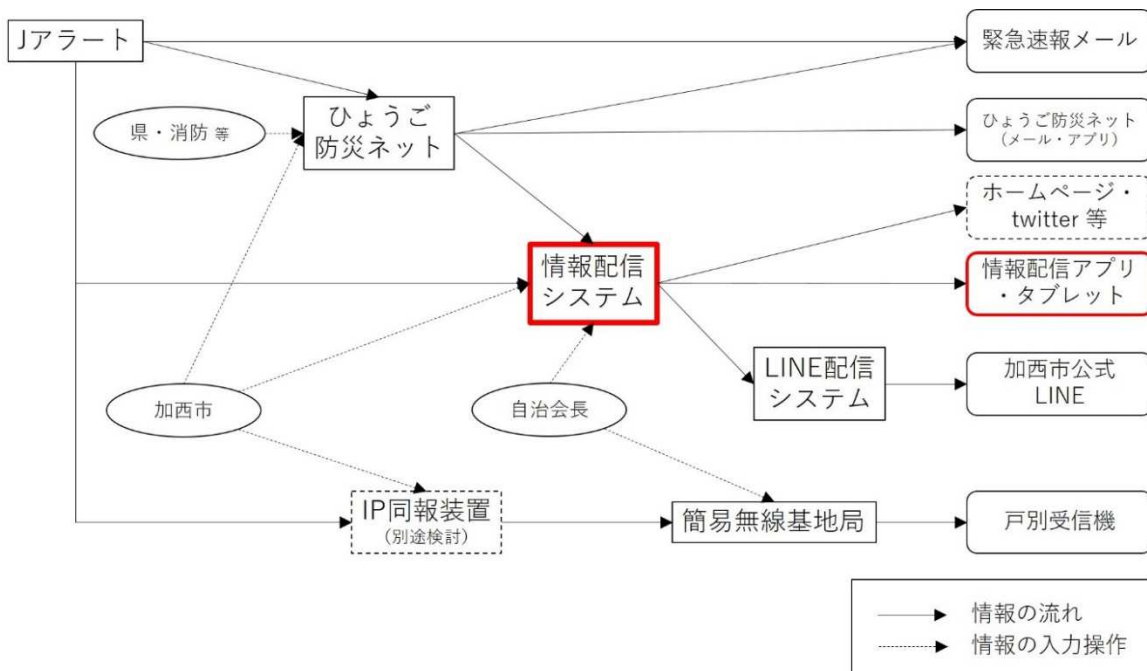


図2: 情報配信の連携案

13 タブレット端末

(1) ハードウェア要件

以下のハードウェア要件を満たすこと。

- ①画面サイズ:10 インチ以上
- ②バッテリー:内蔵タイプであること
- ③通信方式:端末単体でLTE 通信可能なこと
- ④付属品:電源ケーブル、AC アダプターが付属されていること

(2) ソフトウェア要件

以下のソフトウェア要件を満たすこと。

- ①ベース OS のバージョンが Android10 以上もしくは iOS16 以上であること
- ②「タブレットアプリ要件」に定めるアプリをインストールした状態で納入すること
- ③今後、バージョンアップや他アプリによるサービス追加を行う可能性を鑑み、MDM 経由または App store、Google Play によるアプリのインストールが可能なこと
- ④市が指定する高齢者の見守りアプリをインストールすること

14 クラウド環境

(1) 前提条件

クラウドサーバを利用する場合は、クラウドサーバ提供事業者が JISQ27001 又は ISO/IEC27001 に基づく認証を取得していること

(2) 設置場所

本業務で構築するサーバは、以下の要件を満たすものとする。

- ①各種設備が日本国内に設置されていること
- ②各種設備が物理的に異なる 2 拠点以上のデータセンターに設置できること

(3) 地震、火災、停電対策

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- ①地震、火災等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置されること
- ②自動火災検出及び鎮火装置が設置されていること
- ③電力会社から 2 系統以上で受電し、冗長性を確保していること
- ④電力障害時には無停電電源装置によるバックアップ電力を供給できること
- ⑤建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと

(4) セキュリティ対策

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- ①ネットワークは冗長化されていること
- ②ネットワーク侵入検知等の仕組みを導入し、監視を行うこと
- ③DDoS攻撃に対する対策を複数有すること

(5) データセンター運用体制

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- ①各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること
- ②24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること

15 ネットワーク環境の整備および条件

タブレット端末のネットワーク環境については、受注者が整備を行う。管理用Webアプリケーションを利用する端末のネットワーク環境については、以下に記載する条件での動作を保証するものとする。

(1) タブレット端末のネットワーク整備

受注者が整備するタブレット端末のネットワーク(通信用SIM)は以下の要件を満たすものとする。

- ①通信キャリアについては、NTTdocomo、auのいずれかで通信可能で、電波状態に応じキャリアを組み合わせ利用できること
- ②データ量は300MB/月未満では通信速度制限がかからないこと(ただし、回線が混み合うことによる速度低下は許容するものとする)

(2) 情報配信管理用パソコンについて

情報配信管理用パソコンは以下の条件を想定する。

- ①既存の市役所内ネットワークを介して、利用できること
- ②将来的に情報配信を当市職員以外からも入力する可能性があるため、一般的なインターネット回線においても、利用できること

※上記、ネットワーク通信環境については、担当課と十分協議を行うこと。

16 システム・ソフトウェア

(1) ソフトウェア構成

提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする。

- ①タブレット端末用アプリケーション(以下「タブレットアプリ」という。)
- ②スマートフォン用アプリケーション(以下「スマホアプリ」という。)
- ③情報配信管理用Webアプリケーション(以下「配信管理アプリ」という。)

(2) ソフトウェア動作要件

本ソフトウェアは図1に示すようなシステム構成にて動作することを想定している。

本ソフトウェアが動作するに当たって必要な動作要件を満たすこと。

- ①タブレット端末、スマートフォン3,600台から同時にアクセスがあったとしても正常に処理が完了することを前提とし、災害時などの通信混雑状態において、確実に情報伝達できる仕組みであること
- ②市内の簡易無線システムと連携可能な場合は提案書に記載すること。なお、連携方法については市と別途協議の上、決定すること
- ③タブレット端末、スマートフォンの利用者の個人情報収集・蓄積しないこと

(3) ソフトウェアライセンス要件

受注者は本市に対し、それぞれのアプリケーションについて、以下のようにライセンスを付与するものとする。

- ①タブレットアプリは、端末数分の利用者ライセンスを提供すること
- ②スマホアプリは、市内の全ての住民が利用できる数のライセンス提供すること
- ③配信管理アプリは、以下の数のアカウントを提供すること
 - ・システム管理者用アカウント 1
 - ・情報配信者用アカウント（職員用） 46
 - ・情報配信者用アカウント（自治会長用 等） 261

(4) タブレットアプリ要件

タブレットアプリは以下の要件を備えるものとする。

- ①サーバとのデータの送受信は、暗号化された通信で行うこと
- ②高齢者の方でも容易に使えるよう、視認性、操作性等を考慮すること
- ③本市用にスマホアプリとデザインを合わせカスタマイズすること
- ④受信済みの情報(災害情報等)は、端末が通信できない状態でも確認可能なこと
- ⑤通信不可等の理由により未取得の情報がある場合には、取得可能となり次第自動取得できること
- ⑥初回利用時に地域やグループを指定することができ、受信する配信情報を限定できること

(5) スマホアプリ要件

スマホアプリは以下の要件を備えるものとする。

- ①2種類のアプリ(iOS、Android)を提供すること
- ②対応OSはiOS16以上、Android10以上とすること
- ③アプリの更新プログラムを作成する場合にはアプリストア上でリリースすること
- ④サーバとのデータの送受信は、暗号化された通信で行うこと
- ⑤本市用にタブレットアプリとデザインを合わせカスタマイズすること
- ⑥受信済みの情報(災害情報等)は、端末が通信できない状態でも確認可能なこと
- ⑦通信不可等の理由により未取得の情報がある場合には、取得可能となり次第自動取得できること
- ⑧初回利用時に地域やグループを指定することができ、受信する配信情報を限定できること

(6) 配信管理アプリ要件

配信管理アプリは以下の要件を備えるものとする。

- ①本市からの情報入力および各種設定、集計作業等を行う際の端末構成は、インターネットに接続されたパソコンのブラウザからの閲覧を前提とすること
- ②Microsoft Edge、若しくはGoogle Chromeで動作可能なことを保証すること
- ③ユーザIDとパスワードによりシステムへのログイン認証が可能であること
- ④ログイン認証の際には、メール等の二要素認証にも対応していること
- ⑤ユーザIDについては、システム全体の権限を持つ管理者権限や、記事作成権限、記事

の承認権限など、柔軟な権限設定が可能であること

⑥タブレット端末が正常に稼働しているかを確認できること

⑦タブレット端末で何らかの動作不良を確認した際には、再起動等の処置を遠隔で行うことができること

⑧アプリをバージョンアップしていない利用者限定して新しいバージョンのアプリがあることを通知できること

(7) 情報配信機能

本ソフトウェアでは、配信管理アプリで入力した情報をタブレットアプリ、スマホアプリに配信する機能を提供する。情報配信機能は以下の要件を備えるものとする。

①配信管理アプリで入力した情報（文字・画像・音声）または事前に登録したテンプレートから選択した情報をタブレットアプリおよびスマホアプリに配信すること

②タブレットアプリは、緊急度に応じて鳴動方法、表示方法の両方を変えられること（視覚的に緊急度を伝える工夫がされていること）。スマホアプリは、緊急度に応じて鳴動方法を変えられること

③タブレットアプリ及びスマホアプリは、情報を受信した際、プッシュで通知が自動的に表示されるほか、タブレットアプリの場合には自動で音声を流し始めること

④プッシュ通知は端末がスタンバイ状態、もしくは他アプリ起動中であっても通知されること

⑤即時配信に加え、事前に配信日時を指定・登録して送ることができること

⑥必要な配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信することができること

⑦画像形式のファイルを付与できること

⑧情報配信内容を記録し、日時・内容等別の配信件数の集計・分析機能を有するとともに利用者への配信状況を確認できる機能を有すること

⑨本文は、1,000文字以上入力可能なこと

(8) 利用者との双方向機能

配信者側からの情報配信だけでなく、質問形式等により、利用者側が安否情報や被害情報などを回答する機能を有すること

(9) 一斉同報機能

①配信情報登録（文字・画像・音声）

ア 定型文等のテンプレートの登録・変更・削除及び再利用が可能なこと

イ カテゴリの設定が可能なこと

ウ タイトルの設定及び検索が可能なこと

エ 文字データに画像(PDFを含む)のほか音声データの添付が可能なこと

オ 音声データの inputs は、配信管理アプリ上で生成（マイク入力・録音音声及びテキストから音声合成）及び音声ファイルのアップロードが可能であり、配信前の音声を配信管理アプリ上で確認できること

カ Webページへのリンクが添付可能であること

キ プレビュー可能とするとともに、閲覧可能期間を指定できること

②環境（モード）

ア 通常モード以外に訓練モード、研修モード及び開発保守・テスト環境などの提供により、本番運用に支障を与えることなく本来の災害情報・行政情報の配信と区別して、訓練、研修、開発保守等にシステムを利用できるものであること

③利用者・グループ登録管理

ア ID・ユーザ名

システム上の識別のため、ID・ユーザ名によって一元管理するものとし、所属する地域、団体等のグループの属性及び端末番号とセットで設定保管のうえ、必要なグループ単位で画面上から抽出・選択し、容易に登録・変更・削除できるしくみとする。

イ 個人情報との紐づけ

氏名・フリガナ・住所については、市役所内に設置するシステムで個人情報保護・セキュリティに十分配慮した仕組みで管理の上、ID・ユーザ名及び端末番号と紐づけてシステム的に管理する。利用者からの問い合わせ対応や自治会長交代等による利用者変更・削除が容易なシステムとするとともに、履歴を管理できるものとする。追加・修正があるので履歴を管理できるようにし、区長等からの問い合わせ対応の簡易システムをつくる。

④一斉同報先の登録・変更と選択実行

タッチパネル画面上の選択またはキーボード操作により、登録した一斉同報のグループに対し、事前に作成したテンプレートからの選択または都度作成した文字・画像・音声の情報を予約時刻に自動的にまたは即時に配信できるとともに、必要回数の繰り返し配信や再配信ができるものとする。

ア 全端末一斉

大災害発生時等の場合に、全端末に同じ内容を音声又は文字情報で提供する設定とする。

イ 地域別・グループ別一斉

自治会、小学校区、中学校区等の地域別、区長、民生委員等のグループ別に登録できるとともに、地域別とグループ別の組み合わせも可能とする。地域・グループに対して配信権限を設定可能なこと。

ウ 端末種別一斉

タブレット端末、スマートフォン別での一斉も登録可能とする。

(10) Jアラートとの連携機能

Jアラート情報による本市からの一元的な情報配信が連携可能な機能を実装するものとし、以下の要件を備えるものとする。

- ①インターネットまたは衛星通信回線を介してJアラートシステムから送られてきたテキストデータを受信し、自動配信によりタブレットアプリ、およびスマホアプリに対して文字情報の通知ができること
- ②件数に関わらず90日前までのJアラート情報の履歴を文字情報で確認できること

17 ホームページ・メール・SNS連携

情報配信システムと本市のホームページとの間でメール連携可能なものとする。情報配信システムの情報を市ホームページに自動配信可能とする。さらに防災メールシステムとのメール連携機能やSNS発信（Twitter、観光客向け公式LINE）との連携機能を有すること。実施に際しては市と協議の上、決定する。

18 構築業務

(1) 構築作業要件

受注者は構築作業を行うに当たり、以下の要件を満たすこと。

- ①作業に必要な機材、回線環境は受注者にて準備を行うこと
- ②構築時に機能テスト、セキュリティテスト等を実施し、システム納入時に結果を検査成績書として提出すること

(2) 本市との仕様調整

利用者の利便性を確保するため、必要な項目については本業務内で仕様の調整が必要と考えられる。受注者と本市との仕様調整は以下のように行う。

- ① 受注者はアプリ画面デザイン案をシステム構築前に本市に提出すること
- ②提出された画面デザインをもとに、本市と協議の上決定すること
- ③受注者は決定したデザイン案をもとに、具体画面案を制作し、本市職員が画面デザインを確認できる環境を構築すること
- ④本市が確認した結果をアプリに反映すること

19 スマホアプリの公開

スマホアプリの公開に際し、原則受注者のアカウントで公開すること

20 導入説明会

本業務では、システムのスムーズな導入を実現するため、住民や情報配信者に対し、導入説明会

を開催する。

(1) 導入説明会の種類と対象者

利用者説明会：住民

配信者説明会：情報配信者である本市職員

(2) 利用者説明会

- ①説明会では、高齢者等情報弱者にも配慮し以下の内容をわかりやすく説明すること
 - ・タブレット端末の取り扱いと配信管理アプリの利用方法について
 - ・情報配信機能の利用方法について
 - ・タブレット利用者の操作マニュアルを作成し、説明会で配布すること
- ②開催場所、回数、日程については、契約締結後に協議すること

- ③ 利用方法を直感的に理解してもらう為、情報配信機能を説明会中に実演すること
- (3)配信者説明会
 - ④配信者マニュアル、説明用動画を作成し、配信者説明会で配布・活用すること

21 運用・保守業務

(1)運用仕様書

構築後、テスト・試行運用を行うものとする。翌年度以降、別途契約する運用保守に関しては、テスト・試行運用結果を踏まえ本市と協議の上、受注者が運用仕様書を作成し、それに基づき行うものとする。運用仕様書には以下の項目について明示すること。

- ①問合せ方法と問合せ受付後の業務フロー
- ②システムメンテナンスや障害発生時の業務フロー
- ③タブレット端末故障時の業務フロー

(2)問合せへの対応

受注者は本市からの問合せに対して対応するものとする。問合せについては、以下の要件を満たす問合せ窓口を設定するものとする。

- ①問合せ方法はメールまたは電話とすること
- ②電話での問合せ対応時間は平日8時30分～17時15分とすること。年末年始等については別途本市と協議の上、対応時間を定めること。ただし、災害時においては、この限りではない。
- ③本市からの問合せ内容および対応内容は蓄積しておき、本市からの求めに応じて開示すること

(3)クラウドサービスの運用・保守

下記作業については本調達及び別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。

- ①システムに障害が発生した際には速やかに障害内容の原因を追究し、障害を復旧すること。また、作業後速やかに本市に報告すること。
- ②システムの円滑な運用に資する機能維持に必要な範囲で行なうデータ調査については、随時本市に報告の上実施すること。
- ③プログラムに起因する不具合については、本市への報告及び稼働中のシステムに影響がないことを確認の上アップデートを行なうこと。
- ④定期的にソフトウェアのバックアップを行なうこと。

(4)タブレット端末の保守

タブレット端末にトラブルが生じた際には受注者は速やかに解決にあたるものとする。故障時、および紛失・盗難時について以下のように対処することとする。

- ①本市からの機器故障の問合せがあった際には、障害の状況について調査を行ない、障害の原因の切り分けを行うこと。原因を切り分けた結果、システムの不具合等受注者の瑕疵が原因で発生したものについては無償で対応を行うこと
- ②故障や紛失、盗難等により代替品が必要となった場合には、本市と協議の上、代替品の手配を行うこと

(5) 情報配信システム・ソフトウェアの保守

情報配信システム・ソフトウェアの保守は、以下の要件で行うこととする。

- ① アプリに瑕疵が発見された場合、速やかに本市と協議を行い、修正を行うこと
- ② タブレットアプリを修正する場合、自動でアップデートを行うか、受注者が全端末のアップデートを行うこと
- ③ スマホアプリを修正する場合、修正バージョンのアプリをアプリストアで公開すること
- ④ 配信管理アプリを修正する場合、修正によってサービスが利用できない期間を予め本市と協議し決定すること

(6) アプリ更新に伴う業務引継ぎ等に関する事項

- ① 保守業務の委託期間の満了又は解除等により、アプリから他のアプリに移行を図る場合等には、本市が円滑にアプリの移行業務を遂行できるよう誠意を持って協力すること。
- ② 他のアプリへの移行に伴うデータ移行や業務引継ぎについては、保守業務の一環として行うものとし、移行作業等で発生する費用については、保守業務の範囲内とする。
- ③ 他のアプリへの移行完了後は、保守業務にかかる契約により提供した環境等から保守業務に係るデータ等を消去すること。

(7) FAQ及び応対マニュアルの作成

利用者からの問合せに関する応対マニュアルやFAQの作成については、本市と協議の上、受注者が作成すること。また、運用開始後のFAQの更新については受注者側で実施すること。

22 着手前の提出書類

受託者は契約締結後、作業着手前までに速やかに次の書類を本市に提出するものとする。

- (1) 業務計画書（工程表を含む）
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者届
- (4) その他発注者が指定する書類

23 打合せ等

発注者と受託者との円滑な意思疎通を図るため、定期的な打合せを実施することとする。

- (1) 業務着手時 1回
- (2) 業務期間内 月に2回以上（定例会議の実施）
- (3) 業務終了時 1回

24 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。ただし、

あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

25 資料の貸出

本市は、業務遂行に必要な関係資料を受託者に貸し出すものとする。その際、受託者は貸与希望の書類一覧を作成の上、提出し、貸与された関係資料等が必要なくなった場合や本市からの関係資料の返却依頼があった場合、業務を完了した場合には遅滞なくこれを返却しなければならない。

26 知的財産権等

本業務の実行に当たり、成果品にかかる新たに生じた著作権は本市に帰属するものとする。

また、本業務の遂行に当たり第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において適正に処理するものとする。

27 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た情報や成果品、資料等については、本市の許可なく外部に公表してはならない。本業務履行期間中だけでなく、業務終了後においても、同様とする。

受託者は、本業務により知り得た本市や関連事業者に関する機密事項について、適切に管理する体制を確立しなければならない。

28 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、両者協議の上、決定することとする。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施の上で当然行わなければならないと認められることについては、受託者の責任において実施するものとする。

以上